

「軽・中等度難聴児の補聴器購入費の一部を助成します」

1. 助成対象児

身体障害者手帳の交付対象とならない者で、次のいずれにも該当する18歳未満の難聴児。

- (1) 市内に住所を有する者。
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満のもの。ただし、医師が補聴器装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満についても対象とします。
- (3) 補聴器の装用により、言語習得等の一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

2. 助成の内容

- (1) 補聴器の購入経費（本体及び付属品）と次表の基準価格を比較して低い方の額の2/3の額を助成します。
- (2) 補聴器は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とします。教育、生活上真に必要なと認めた場合は、両耳補聴器購入経費を助成します。

※助成金の算定基礎となる額は、新たに補聴器を購入する経費又は次表に定める耐用年数経過後に更新する経費となります。

3. 申請に必要なもの

- (1) 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書
 - (2) 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成意見書
 - (3) 意見書の処方に基づき補聴器販売事業者が作成した補聴器見積書
- ※補聴器購入前に、申請が必要です。

4. 所得審査

対象児の属する世帯全員の所得状況を調査し、世帯員のうちいずれかの者について、市民税所得割額が46万以上である場合は、助成対象外となります。

(表)

補聴器の種類	1台当たりの 基準価格	基準価格に含まれるもの
軽・中等度難聴用ポケット型	53,500 円	① 補聴器本体(電池を含む) ② イヤーモールド (注)イヤーモールドを必要としない場合は、基準価格から 9,500 円を除く
軽・中等度難聴用耳かけ型	55,900 円	
高度難聴用ポケット型	53,500 円	
高度難聴用耳かけ型	55,900 円	
重度難聴用ポケット型	68,500 円	
重度難聴用耳かけ型	80,700 円	
耳あな型(レディメイド)	101,500 円	
耳あな型(オーダーメイド)	144,900 円	補聴器本体(電池を含む)
骨導式ポケット型	74,100 円	① 補聴器本体(電池を含む) ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	134,500 円	① 補聴器本体(電池を含む) ② 平面レンズ(注)平面レンズを必要としない場合は、基準 価格から1枚につき3,800円を除く。

※耐用年数は、原則として5年。

申請からの流れ

1. 申請

健康福祉課へ申請（①から③の書類が必要です）

- ① 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書
- ② 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成意見書
- ③ 補聴器見積書（意見書の処方に基づき補聴器販売業者から作成）

2. 審査・決定

健康福祉課で内容を審査し助成を決定します。

助成決定の方へ（①、②を送付します。）

- ① 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書
- ② 軽・中等度難聴児補聴器給付券

助成対象とならなかった方へ軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書を送付します。

3. 購入・支払

申請者は、補聴器販売事業者に軽・中等度難聴児補聴器給付券を提出し補聴器を購入します。助成金受領方法を（1）代理受領、（2）申請者受領のどちらかを選択します。

（1）代理受領

申請者は、軽・中等度難聴児補聴器給付券に委任を行う旨記載することによって、助成金の請求及び受領を補聴器販売業者へ委任します。

申請者は、補聴器販売業者へ軽・中等度難聴児補聴器給付券に記載されている利用者負担額を支払います。

補聴器販売業者は、公費負担額に相当する額の請求書に、軽・中等度難聴児補聴器給付券を添付して健康福祉課へ助成金の請求をします。その後、指定口座へ助成金を振込します。

（2）申請者受領

申請者は、補聴器販売業者へ軽・中等度難聴児補聴器給付券に記載されている利用者負担額、公費負担額を支払います。

申請者は、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金請求書に領収書を添付して、健康福祉課へ助成金の請求をします。その後、指定口座へ助成金を振込します。